

# 米国から帰国される際の 新型コロナ陰性証明書取得をサポートします

AIG損保では、「米国へ渡航されるご加入者」を対象に、ご自身で受けられた検査結果の「証明書」を、医師の署名付きで、リモート発行できる医療機関をご紹介しますサポートを行います。日本政府も提出書類の条件緩和を進めていますが、状況は流動的で今後変化することも予想されます。「署名がない検査証明書」では不安を感じられる方には、次頁のようなご紹介も可能ですのでご活用ください。

## < 対応可能な証明書 >

- ◆ 医師の署名付き陰性証明書（外務省指定フォーム使用要）
- ◆ 規定条件を満たした陰性検査証明書

## 【現地情報】 米国から日本に帰国するには

- 2021年3月19日以降、日本の緊急事態宣言が解除されるまで、日本人を含む全ての入国者・再入国者・帰国者は、入国するにあたり、出発前72時間以内に実施した新型コロナに関する検査による「陰性」であることの検査証明書または陰性証明書（以下「証明書」）の提示を義務付けています。その何れかの証明書を提出できない場合は日本へ上陸が認められず、出発時において航空機への搭乗を拒否されます。
- 家族で帰国する場合、全員分の「証明書」が必要です。
- 陰性証明書には医師の署名が必要です。（薬局など医師不在の検査施設で検査を受けた場合、検査結果に医師の署名が記入されないため注意が必要です。）
- 帰国時、空港での抗体検査は今まで通り行われており、陰性と判断された場合であっても、空港から公共交通機関を利用することは禁じられています。
- 陰性であったとしても、自宅等で14日間の自己隔離を実施する必要があります。
- 指定された接触確認アプリケーションをインストールし、位置情報の登録に同意する必要があります。
- 陽性と判断された場合、医療機関への受診と症状に合った適切な処置を受ける必要があります。

（ご注意）上記情報は2021年3月18日時点での情報となります。最新情報は以下のホームページ等よりご確認ください。

・外務省ホームページ

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25\\_002003.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002003.html)

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00248.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)

「陰性証明書」が必要な場合は、アシスタンスセンターにご連絡ください！  
対応可能な医療機関をご紹介します

# 医師署名付き証明書 発行サポートの流れ

- ①米国にて当社アシスタンスセンターへ電話連絡し、「コロナ証明書作成サービスの紹介希望」を伝える
- ②紹介されたクリニックへ、電話もしくはオンラインで、証明サービスの申込みを行う  
→ この際、お客さまご自身のクレジットカード番号を入力する必要があります。
- ③お客さま自身で最寄りの検査施設に足を運び、検査を受ける※

## <主な検査方法の種類>

- 核酸増幅検査 (Real time RT-PCR法) Nucleic acid amplification test (Real Time RT-PCR)
- 核酸増幅検査 (LAMP法) Nucleic acid amplification test (LAMP)
- 核酸増幅検査 (TMA法) Nucleic acid amplification test (TMA)
- 核酸増幅検査 (TRC法) Nucleic acid amplification test (TRC)
- 核酸増幅検査 (Smart Amp法) Nucleic acid amplification test (Smart Amp)
- 核酸増幅検査 (NEAR法) Nucleic acid amplification test (NEAR)
- 次世代シーケンス法 Next generation sequence
- 抗原定量検査 Quantitative antigen test (CLEIA)



- ④「検査結果の正式レポート」と、「パスポートの顔写真ページ」を当該クリニックへメールで送信
- ⑤内容確認後、証明書が作成され、お客さまのEメールアドレスに証明書が届きます

→ 入国時に検疫官に提出するため、お客さまご自身で搭乗前にプリントアウトしておく必要があります。

- ⑥サービス完了後、証明書発行費用※として、登録したクレジットカードにクリニックより課金

→ 証明書発行費用については、クリニックより案内されます。またこの精算に関し当社は一切関知いたしませんので予めご了承ください。(ご紹介のみ)

※「帰国目的の検査費用」「証明書発行費用」は、保険金支払対象外であり、お客さまのご負担となりますのでご注意ください

## ご注意事項

- 要件充足（出国前72時間以内に実施した検査）と検査方法の選択につきましては、お客さまご自身で検査機関や紹介先クリニックに事前にご相談・ご確認頂く必要があります。
- Antigen Qualitative Test = 通称Rapid Test（検査後数十分で結果の判る簡易版テスト）による検査結果は日本入国時の陰性証明書としては認められない為、この検査方法に基づく証明書の発行はできません。
- 検査結果の遅延による証明書発行の遅れや、それに伴うお客さまの損害等については、紹介先のクリニックおよび当社では責任を負いかねますので、予めご了承の上この紹介サービスをご利用ください。
- サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止する場合があります。